



## 公印を押す文書を減らします

町では、4月1日より町から送る公文書のうち、公印を押印する文書を限定します。なお、公印の有無にかかわらず、公文書の効力に変わりはありません。

### ●公印を省略する文書の例

- ・会議の開催通知、補助金交付決定通知
- ・調査の照会、回答
- ・委員の就任依頼、見積依頼
- ・案内状、お礼状などの書簡文

※公印を押印しない公文書には、発信者名の下に「(公印省略)」と記載します。

### ◆問い合わせ先

総務課 行政係  
☎85-4815



詳しくはこちら

## 町に提出する書類の押印を廃止しています

手続等の負担軽減のため、町に提出する書類について、押印の廃止を進めています。

押印廃止に伴い、発行責任者の

記載や、本人確認書類の提示が必要となる場合もあります。詳しくは町ホームページをご確認いただくか、提出書類の担当課へご確認ください。

### ●押印を廃止した書類の例

- ・各種手続の申請書
  - ・請求書
  - ・補助金交付申請書
  - ・見積書(随意契約に関するもの)
  - ・契約関係書類(一部)
- ※法令等の定めにより押印が義務付けられているものは除く。

### ◆問い合わせ先

総務課 行政係  
☎85-4815



詳しくはこちら

## 春の火災予防運動

4月7日～13日

4月7日から13日にかけて春の火災予防運動が実施されます。

### ●防火標語

火を消して 不安を消して

つなぐ未来

### ●4つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない、させない
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ・コンロを使うときは火のそばを離れない

- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

### ●6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ・火災の拡大を防ぐため、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防火品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- ・お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

### ●期間中の活動

- ・防火パレード  
4月7日 8時
  - ・サイレン吹鳴  
4月7日 9時(1回のみ)
  - ・警戒広報巡回  
4月7日～13日
- 消防署車両および消防団車両が巡回します。

### ◆問い合わせ先

町民生活課 消防防災係  
☎85-4823  
三種消防署  
☎85-3100

## 民生児童委員のお知らせ

民生児童委員は、生活に困っている方やひとり暮らしの高齢者、心身障がい者などの相談にのり、助言を行っています。お困りときは、お気軽に民生児童委員にご相談ください。

1月26日付けで、次の方が新たに民生児童委員に委嘱されました。

- 増沢・向達子地区  
北林美枝子

### ◆問い合わせ先

福祉課 地域福祉係  
☎85-2190  
琴丘支所 ☎87-3516  
山本支所 ☎83-2115



お気軽にご相談ください